**中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定について**

江戸川区では区内中小企業者による生産性の高い先端設備等の導入を支援するため、

中小企業等経営強化法第５２条に基づく「先端設備等導入計画」の認定を行います。

「先端設備等導入計画」の概要、策定した事業者への支援制度、策定方法などについては、  
中小企業庁ホームページ掲載の「先端設備等導入計画策定の手引き」（以下「手引き」）を  
ご参照ください。（中小企業庁ＨＰ→経営サポート→先端設備等導入制度による支援）

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

**「先端設備等導入計画」の認定に係る支援措置**

　（１）課税標準の特例（地方税法附則第15条第43項）

中小事業者等が適用期間内に、賃上げ率を1.5％以上とする方針を従業員に表明し、該

賃上げ方針を位置付けて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、

一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、

1/2に軽減されます（賃上げ方針の説明は「手引き」P9以降をご参照ください）。

また、計画に位置付けた賃上げの方針が3％以上のものである場合は、5年間にわたっ

て1/4に軽減されます。

※先端設備の導入によって労働生産性向上の目標達成に寄与するかを示す先端設備等導入計画に関する確認書が必要です。さらに税制の適用を受ける場合は投資計画も必要です。（「手引き」P6）

　（２）金融支援

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者は、計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、別枠保証が受けられます。

（詳細は「手引き」P13をご参照ください）

**「先端設備等導入計画」の主な要件**

（１）計画期間

計画認定から３年間、４年間又は５年間で目標を達成する計画であること

（２）先端設備の導入による労働生産性向上の目標

計画期間において、直近の事業年度比で労働生産性が年平均３％以上向上すること

（３）先端設備等導入の内容

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること

【対象設備】

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア

* 先端設備等導入計画の対象となる「中小企業者及び設備」と固定資産税の特例措置の対象となる「中小企業者及び設備」は要件が異なります。詳細は「手引き」P3～4をご参照ください。

**認定申請に必要な書類**

【申請書類】

①　認定申請書（又は変更申請書）・先端設備導入計画　　　　　 正副各　１通

②　認定経営革新等支援機関による事前確認書 　　 　　　　１通

③　申請チェックシート（江戸川区様式） １通

【固定資産税の特例を受ける場合】

**租税処置の対象となる設備を含む場合**

④　先端設備等に係る投資計画に関する確認書　　　　　　　　　　　　　１通

⑤　別紙　基準への適合状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

⑥　別紙　設備投資の内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

**従業員へ賃上げ方針を表明した場合**

⑦　従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面　　　　　　 1通

**リース契約により設備を導入する場合**

⑧　リース契約見積書の写し 1通

⑨　公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し 1通

【書類の取得先】

①～⑦の各様式は江戸川区のホームページからダウンロード可能です。

　江戸川区先端設備等導入計画　　　 検索

⑧～⑨については当該設備のメーカー、リース会社にお尋ねください。

**認定対象・申請方法**

【江戸川区で認定する計画】

「先端設備等導入計画」の導入設備の「所在地」が江戸川区であること。

※法人の本店所在地、個人事業主の住所には関係ありません。

【申請書類の提出・認定書の受取方法】

所定の必要書類を持参または郵送でご申請ください。郵送での受取りを希望される場合は返信用封筒をご用意ください。（レターパック、又はサイズ角2以上の封筒に送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付）

【標準審査期間】　　申請より２週間（最終日が閉庁日の場合、翌開庁日）

【申請書類の提出・問い合わせ先】

江戸川区中小企業相談室(産業経済課経営支援係)

　　　〒132-8501 江戸川区中央１－４－１　区役所本庁舎　東棟1階２番窓口

TEL：０３－５６６２－０５３８　FAX：０３－５６６２－４８９６